

兵庫県神戸内海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第1号	神戸市漁業協同組合	神戸市須磨区若宮町須磨浦通地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度37.93分、東経135度7.87分 イ 北緯34度37.72分、東経135度6.56分 ウ 北緯34度38.28分、東経135度6.30分 エ 北緯34度38.31分、東経135度6.35分 オ 北緯34度38.33分、東経135度6.78分 カ 北緯34度38.40分、東経135度7.30分 キ 北緯34度38.39分、東経135度7.76分 ク 北緯34度38.29分、東経135度7.76分 ケ 北緯34度38.29分、東経135度7.87分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区新垂水処理場埋立地東護岸基部から最大高潮時海岸線に沿い東へ50メートルの点 B 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端橋脚直下の護岸角 ア 北緯34度37.68分、東経135度4.53分 イ 北緯34度37.63分、東経135度4.27分 ウ 北緯34度37.35分、東経135度4.35分 エ 北緯34度37.72分、東経135度6.56分 オ 北緯34度38.28分、東経135度6.30分 カ 北緯34度38.31分、東経135度6.35分 キ 北緯34度38.36分、東経135度6.33分 ク 北緯34度38.24分、東経135度6.17分 ケ 北緯34度38.09分、東経135度5.77分 コ 北緯34度38.05分、東経135度5.55分 サ 北緯34度38.00分、東経135度5.12分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月10日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	神戸市須磨区	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第2号	神戸市漁業協同組合	神戸市須磨区一の谷から垂水区平磯に至る間の地先	次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度37.86分、東経135度4.48分) B (北緯34度38.03分、東経135度5.12分) ア 北緯34度37.68分、東経135度4.53分 イ 北緯34度37.63分、東経135度4.27分 ウ 北緯34度37.35分、東経135度4.35分 エ 北緯34度37.72分、東経135度6.56分 オ 北緯34度38.28分、東経135度6.30分 カ 北緯34度38.31分、東経135度6.35分 キ 北緯34度38.36分、東経135度6.33分 ク 北緯34度38.24分、東経135度6.17分 ケ 北緯34度38.09分、東経135度5.77分 コ 北緯34度38.05分、東経135度5.55分 サ 北緯34度38.00分、東経135度5.12分	次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区新垂水処理場埋立地東護岸基部から最大高潮時海岸線に沿い東へ50メートルの点 B 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端橋脚直下の護岸角 ア 北緯34度37.68分、東経135度4.53分 イ 北緯34度37.63分、東経135度4.27分 ウ 北緯34度37.35分、東経135度4.35分 エ 北緯34度37.72分、東経135度6.56分 オ 北緯34度38.28分、東経135度6.30分 カ 北緯34度38.31分、東経135度6.35分 キ 北緯34度38.36分、東経135度6.33分 ク 北緯34度38.24分、東経135度6.17分 ケ 北緯34度38.09分、東経135度5.77分 コ 北緯34度38.05分、東経135度5.55分 サ 北緯34度38.00分、東経135度5.12分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月10日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	神戸市須磨区、垂水区、塩屋町1～9丁目、塩屋町大谷、青山台1～6丁目、平磯1～4丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第4号	神戸市漁業協同組合	阪神港神戸区沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度33.68分、東経135度11.21分 イ 北緯34度33.00分、東経135度12.63分 ウ 北緯34度31.74分、東経135度11.75分 エ 北緯34度32.42分、東経135度10.33分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度33.68分、東経135度11.21分 イ 北緯34度33.00分、東経135度12.63分 ウ 北緯34度31.74分、東経135度11.75分 エ 北緯34度32.42分、東経135度10.33分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	神戸市須磨区、垂水区	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第5号	神戸市漁業協同組合	神戸市垂水区舞子町地先	次の点のうちア、イ、ウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界 B (北緯34度38.08分、東経135度1.84分) ア Aから最大高潮時海岸線に沿い東へ200メートルの点 イ 北緯34度38.30分、東経135度1.22分 ウ 北緯34度37.95分、東経135度1.78分 エ Bから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点	次の点のうちア、イ、ウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界 B 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端 ア Aから最大高潮時海岸線に沿い東へ200メートルの点 イ 北緯34度38.30分、東経135度1.22分 ウ 北緯34度37.95分、東経135度1.78分 エ Bから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	神戸市垂水区	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第6号	林崎漁業協同組合	明石市林地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.88分、東経134度57.78分 イ 北緯34度38.79分、東経134度57.71分 ウ 北緯34度38.84分、東経134度57.61分 エ 北緯34度38.93分、東経134度57.68分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.88分、東経134度57.78分 イ 北緯34度38.79分、東経134度57.71分 ウ 北緯34度38.84分、東経134度57.61分 エ 北緯34度38.93分、東経134度57.68分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第7号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市松江から大久保町 江井島に至る間の地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.75分、東経134度56.96分 イ 北緯34度38.57分、東経134度55.75分 ウ 北緯34度38.92分、東経134度53.80分 エ 北緯34度40.05分、東経134度54.56分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.75分、東経134度56.96分 イ 北緯34度38.57分、東経134度55.75分 ウ 北緯34度38.92分、東経134度53.80分 エ 北緯34度40.05分、東経134度54.56分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。
区第8号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市松江から大久保町 江井島に至る間の地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びオを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎漁港西護岸北側基部 B 明石市江井ヶ島港西防波堤上旧灯台跡 (北緯34度40.45分、東経134度54.61分) ア Aから最大高潮時海岸線に沿い西へ220メートルの点 イ 北緯34度38.84分、東経134度57.61分 ウ 北緯34度38.75分、東経134度56.96分 エ 北緯34度40.05分、東経134度54.56分 オ Bから70度の線と最大高潮時海岸線との交点	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びオを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎漁港西護岸北側基部 B 明石市江井ヶ島港西防波堤上旧灯台跡 (北緯34度40.45分、東経134度54.61分) ア Aから最大高潮時海岸線に沿い西へ220メートルの点 イ 北緯34度38.84分、東経134度57.61分 ウ 北緯34度38.75分、東経134度56.96分 エ 北緯34度40.05分、東経134度54.56分 オ Bから70度の線と最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	のり・わかめ・こんぶ養殖	のり養殖業にあつては9月10日から6月30日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで、こんぶ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。
区第9号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市魚住町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.97分、東経134度54.30分 イ 北緯34度38.95分、東経134度53.61分 ウ 北緯34度39.14分、東経134度52.50分 エ 北緯34度40.79分、東経134度53.07分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.97分、東経134度54.30分 イ 北緯34度38.95分、東経134度53.61分 ウ 北緯34度39.14分、東経134度52.50分 エ 北緯34度40.79分、東経134度53.07分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。
区第10号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度40.45分、東経134度54.61分) B 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町界 ア 北緯34度39.97分、東経134度54.30分 イ 北緯34度40.79分、東経134度53.07分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤上旧灯台跡 B 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町界 ア 北緯34度39.97分、東経134度54.30分 イ 北緯34度40.79分、東経134度53.07分	第一種区画漁業	のり・わかめ・こんぶ養殖	のり養殖業にあつては9月10日から6月30日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで、こんぶ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市材木町、榎屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。
区第11号	高砂漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 東播磨漁業協同組合	明石市二見町東二見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度41.40分、東経134度53.11分 イ 北緯34度41.18分、東経134度52.92分 ウ 北緯34度41.21分、東経134度52.87分 エ 北緯34度41.43分、東経134度53.05分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度41.40分、東経134度53.11分 イ 北緯34度41.18分、東経134度52.92分 ウ 北緯34度41.21分、東経134度52.87分 エ 北緯34度41.43分、東経134度53.05分	第一種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで、こんぶ養殖業にあつては12月1日から7月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町戎町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町、荒井町小松原1～5丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町扇町、荒井町南栄町、荒井町中町、荒井町千鳥1～3丁目、荒井町蓮池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御旅1～3丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第12号	高砂漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 東播磨漁業協同組合	東播磨港二見地区埋立 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.88分、東経134度52.85分 イ 北緯34度39.32分、東経134度52.31分 ウ 北緯34度39.98分、東経134度50.74分 エ 北緯34度41.41分、東経134度51.38分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.88分、東経134度52.85分 イ 北緯34度39.32分、東経134度52.31分 ウ 北緯34度39.98分、東経134度50.74分 エ 北緯34度41.41分、東経134度51.38分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町戎町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町、荒井町小松原1～5丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町扇町、荒井町南栄町、荒井町中町、荒井町千鳥1～3丁目、荒井町蓮池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御旅1～3丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第13号	高砂漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 東播磨漁業協同組合	東播磨港加古川地区埋立 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度41.94分、東経134度49.60分 イ 北緯34度41.27分、東経134度48.89分 ウ 北緯34度41.53分、東経134度48.57分 エ 北緯34度42.09分、東経134度48.66分 オ 北緯34度42.42分、東経134度49.00分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度41.94分、東経134度49.60分 イ 北緯34度41.27分、東経134度48.89分 ウ 北緯34度41.53分、東経134度48.57分 エ 北緯34度42.09分、東経134度48.66分 オ 北緯34度42.42分、東経134度49.00分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町戎町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町、荒井町小松原1～5丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町扇町、荒井町南栄町、荒井町中町、荒井町千鳥1～3丁目、荒井町蓮池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御旅1～3丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第15号	高砂漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 播磨町漁業協同組合 東播磨漁業協同組合	高砂市高砂町相生町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度43.42分、東経134度47.04分 イ 北緯34度42.76分、東経134度46.53分 ウ 北緯34度42.97分、東経134度46.06分 エ 北緯34度43.63分、東経134度46.57分	次の点ア、イ、ウ、エ、及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度43.42分、東経134度47.04分 イ 北緯34度42.76分、東経134度46.53分 ウ 北緯34度42.97分、東経134度46.06分 エ 北緯34度43.63分、東経134度46.57分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市二見町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町戎町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町、荒井町小松原1～5丁目、荒井町若宮町、荒井町東本町、荒井町扇町、荒井町南栄町、荒井町中町、荒井町千鳥1～3丁目、荒井町蓮池1～3丁目、荒井町日之出町、荒井町新浜1～3丁目、荒井町御旅1～3丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第17号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 東二見漁業協同組合 西二見漁業協同組合 高島漁業協同組合 浅野浦漁業協同組合 青波浦漁業協同組合 室津浦漁業協同組合	播磨灘鹿ノ瀬海面	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度37.27分、東経134度49.70分 イ 北緯34度35.46分、東経134度50.27分 ウ 北緯34度34.30分、東経134度43.99分 エ 北緯34度35.46分、東経134度43.69分 オ 北緯34度37.00分、東経134度45.03分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度37.27分、東経134度49.70分 イ 北緯34度35.46分、東経134度50.27分 ウ 北緯34度34.30分、東経134度43.99分 エ 北緯34度35.46分、東経134度43.69分 オ 北緯34度37.00分、東経134度45.03分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市材木町、梅屋町、日宮美町、大観町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、二見町、淡路市野島江崎、野島大川、野島藁浦、野島平林、野島轟木、舟木、小倉、長島、富島、浅野南、斗ノ内、浅野神田、青波、室津	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。

区第50号	伊保漁業協同組合 姫路市漁業協同組合	姫路市大塩町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.67分、東経134度44.86分 イ 北緯34度43.53分、東経134度44.17分 ウ 北緯34度43.75分、東経134度43.64分 エ 北緯34度44.88分、東経134度44.33分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.67分、東経134度44.86分 イ 北緯34度43.53分、東経134度44.17分 ウ 北緯34度43.75分、東経134度43.64分 エ 北緯34度44.88分、東経134度44.33分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	高砂市高須、梅井、伊保港町、伊保、伊保崎、伊保崎南、伊保東、今市、中島、百合丘、緑丘、竜山、中筋、時光寺町、春日野町、美保里、曾根町、姫路市大塩町、的形町の形、的形町福泊	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第51号	姫路市漁業協同組合	姫路市木場及び白浜町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.03分、東経134度43.66分 イ 北緯34度45.18分、東経134度42.83分 ウ 北緯34度44.23分、東経134度42.61分 エ 北緯34度43.84分、東経134度43.37分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.03分、東経134度43.66分 イ 北緯34度45.18分、東経134度42.83分 ウ 北緯34度44.23分、東経134度42.61分 エ 北緯34度43.84分、東経134度43.37分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市白浜町、飾磨区妻鹿、飾磨区阿成、飾磨区宮、飾磨区大浜、飾磨区細江、飾磨区須加、飾磨区東堀、飾磨区玉地、飾磨区中島、飾磨区今在家、飾磨区加茂、飾磨区西浜町1～3丁目、広畑区北野町1～2丁目、広畑区東新町1～3丁目、広畑区米広町1～3丁目、姫路市網干区新在家、網干区興浜、網干区浜田	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第52号	姫路市漁業協同組合	姫路市網干区姫路木材港埋立地地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.65分、東経134度36.15分 イ 北緯34度43.98分、東経134度36.42分 ウ 北緯34度43.55分、東経134度34.80分 エ 北緯34度44.21分、東経134度34.53分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.65分、東経134度36.15分 イ 北緯34度43.98分、東経134度36.42分 ウ 北緯34度43.55分、東経134度34.80分 エ 北緯34度44.21分、東経134度34.53分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市網干区新在家、網干区興浜、網干区浜田	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第54号	姫路市漁業協同組合 伊保漁業協同組合	姫路市大塩町地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、塩田用水路を除く。 点の位置 A（北緯34度45.82分、東経134度45.56分） B（北緯34度46.16分、東経134度44.59分） ア 北緯34度45.36分、東経134度45.28分 イ 北緯34度45.66分、東経134度44.48分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、塩田用水路を除く。 点の位置 A 姫路市大塩町大塩塩田東澤尻右岸導流堤西側線基部 B 姫路市的形港東防波堤東側線基部 ア 北緯34度45.36分、東経134度45.28分 イ 北緯34度45.66分、東経134度44.48分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月10日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	高砂市高須、梅井、伊保港町、伊保、伊保崎、伊保崎南、伊保東、今市、中島、百合丘、緑丘、竜山、中筋、時光寺町、春日野町、美保里、曾根町、姫路市大塩町、的形町の形、的形町福泊	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第55号	姫路市漁業協同組合 伊保漁業協同組合	姫路市的形町地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市的形港西防波堤基部 B エから280度の線と最大高潮時海岸線（姫路市福泊八家地藏堂敷地東護岸線）との交点 ア 北緯34度45.88分、東経134度44.43分 イ 北緯34度45.94分、東経134度44.09分 ウ 北緯34度46.04分、東経134度44.11分 エ Aから189度140メートルの点	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市的形港西防波堤基部 B エから280度の線と最大高潮時海岸線（姫路市福泊八家地藏堂敷地東護岸線）との交点 ア 北緯34度45.88分、東経134度44.43分 イ 北緯34度45.94分、東経134度44.09分 ウ 北緯34度46.04分、東経134度44.11分 エ Aから189度140メートルの点	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月10日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	高砂市高須、梅井、伊保港町、伊保、伊保崎、伊保崎南、伊保東、今市、中島、百合丘、緑丘、竜山、中筋、時光寺町、春日野町、美保里、曾根町、姫路市大塩町、的形町の形、的形町福泊	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第56号	姫路市漁業協同組合	姫路市木場地先	次の点A、ア、イ及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における姫路市の形町・木場界 ア 北緯34度45.98分、東経134度43.80分 イ 北緯34度46.04分、東経134度43.48分 ウ イから0度の線と最大高潮時海岸線との交点	次の点A、ア、イ及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における姫路市の形町・木場界 ア 北緯34度45.98分、東経134度43.80分 イ 北緯34度46.04分、東経134度43.48分 ウ イから0度の線と最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市木場、八家、東山	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。
区第57号	姫路市漁業協同組合	姫路市白浜町地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに導流堤によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度46.37分、東経134度43.32分) B (北緯34度46.55分、東経134度42.40分) ア 北緯34度45.87分、東経134度43.18分 イ 北緯34度46.14分、東経134度42.37分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに導流堤によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤基部 B 姫路市委鹿漁港白浜水門南東端 ア 北緯34度45.87分、東経134度43.18分 イ 北緯34度46.14分、東経134度42.37分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市白浜町、飾磨区志鹿、飾磨区阿成、飾磨区宮、飾磨区大浜、飾磨区畑江、飾磨区須加、飾磨区東堀、飾磨区玉地、飾磨区中島、飾磨区今在家、飾磨区加茂、飾磨区西浜町1～3丁目、広畑区北野町1～2丁目、広畑区東新町1～3丁目、広畑区末広町1～3丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第59号	岩見漁業協同組合	たつの市御津町荻屋及び岩見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアにより囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.92分 東経134度33.66分 イ 北緯34度44.20分 東経134度33.76分 ウ 北緯34度44.06分 東経134度32.20分 エ 北緯34度44.78分 東経134度32.10分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアにより囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.92分 東経134度33.66分 イ 北緯34度44.20分 東経134度33.76分 ウ 北緯34度44.06分 東経134度32.20分 エ 北緯34度44.78分 東経134度32.10分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	たつの市御津町荻屋、御津町黒崎、御津町岩見、御津町釜屋	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第60号	室津漁業協同組合	たつの市御津町室津地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.76分、東経134度31.57分 イ 北緯34度44.12分、東経134度31.57分 ウ 北緯34度44.23分、東経134度30.09分 エ 北緯34度44.86分、東経134度30.15分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.76分、東経134度31.57分 イ 北緯34度44.12分、東経134度31.57分 ウ 北緯34度44.23分、東経134度30.09分 エ 北緯34度44.86分、東経134度30.15分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	たつの市御津町室津	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第62号	岩見漁業協同組合	たつの市御津町成山新田及び新舞子地先	次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに防波堤西側線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度45.4分、東経134度34.0分) B たつの市御津町地先四十四島 C Bから14度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度45.73分、東経134度32.38分	次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに防波堤西側線によって囲まれた区域 点の位置 A たつの市御津町成山新田地先姫路港中川西防波堤灯台中心点 B たつの市御津町地先四十四島 C Bから14度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度45.73分、東経134度32.38分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	たつの市御津町荻屋、御津町黒崎、御津町岩見、御津町釜屋	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第64号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市尾崎及び御崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアにより囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度43.82分、東経134度25.80分 イ 北緯34度43.41分、東経134度25.97分 ウ 北緯34度42.96分、東経134度24.90分 エ 北緯34度43.37分、東経134度24.72分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアにより囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度43.82分、東経134度25.80分 イ 北緯34度43.41分、東経134度25.97分 ウ 北緯34度42.96分、東経134度24.90分 エ 北緯34度43.37分、東経134度24.72分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	赤穂市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第66号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市唐船山地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアにより囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度43.35分、東経134度24.28分 イ 北緯34度42.51分、東経134度24.32分 ウ 北緯34度42.41分、東経134度23.20分 エ 北緯34度43.24分、東経134度23.17分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアにより囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度43.35分、東経134度24.28分 イ 北緯34度42.51分、東経134度24.32分 ウ 北緯34度42.41分、東経134度23.20分 エ 北緯34度43.24分、東経134度23.17分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	赤穂市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第69号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町男鹿島東岸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.13分、東経134度36.00分 イ 北緯34度39.76分、東経134度36.65分 ウ 北緯34度39.18分、東経134度36.15分 エ 北緯34度39.36分、東経134度35.80分 オ 北緯34度39.23分、東経134度35.70分 カ 北緯34度39.41分、東経134度35.38分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.13分、東経134度36.00分 イ 北緯34度39.76分、東経134度36.65分 ウ 北緯34度39.18分、東経134度36.15分 エ 北緯34度39.36分、東経134度35.80分 オ 北緯34度39.23分、東経134度35.70分 カ 北緯34度39.41分、東経134度35.38分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第70号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町加島東岸地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.70分、東経134度35.78分 イ 北緯34度38.70分、東経134度36.80分 ウ 北緯34度37.48分、東経134度36.80分 エ 北緯34度37.48分、東経134度35.78分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.70分、東経134度35.78分 イ 北緯34度38.70分、東経134度36.80分 ウ 北緯34度37.48分、東経134度36.80分 エ 北緯34度37.48分、東経134度35.78分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第71号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町加島西岸地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.70分、東経134度33.62分 イ 北緯34度38.70分、東経134度34.69分 ウ 北緯34度37.47分、東経134度34.69分 エ 北緯34度37.47分、東経134度33.62分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.70分、東経134度33.62分 イ 北緯34度38.70分、東経134度34.69分 ウ 北緯34度37.47分、東経134度34.69分 エ 北緯34度37.47分、東経134度33.62分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第72号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町家島東岸地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.77分、東経134度32.88分 イ 北緯34度40.73分、東経134度33.07分 ウ 北緯34度39.88分、東経134度33.12分 エ 北緯34度39.88分、東経134度32.92分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.77分、東経134度32.88分 イ 北緯34度40.73分、東経134度33.07分 ウ 北緯34度39.88分、東経134度33.12分 エ 北緯34度39.88分、東経134度32.92分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第73号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町男鹿島南西 岸地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.75分、東経134度33.50分 イ 北緯34度39.12分、東経134度33.88分 ウ 北緯34度39.07分、東経134度33.76分 エ 北緯34度39.70分、東経134度33.38分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.75分、東経134度33.50分 イ 北緯34度39.12分、東経134度33.88分 ウ 北緯34度39.07分、東経134度33.76分 エ 北緯34度39.70分、東経134度33.38分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第74号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町家島保崎	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.52分、東経134度30.42分 イ 北緯34度40.23分、東経134度30.59分 ウ 北緯34度40.18分、東経134度30.47分 エ 北緯34度40.47分、東経134度30.30分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.52分、東経134度30.42分 イ 北緯34度40.23分、東経134度30.59分 ウ 北緯34度40.18分、東経134度30.47分 エ 北緯34度40.47分、東経134度30.30分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第75号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町家島網手地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.23分、東経134度30.59分 イ 北緯34度39.93分、東経134度31.13分 ウ 北緯34度39.84分、東経134度31.05分 エ 北緯34度40.14分、東経134度30.50分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.23分、東経134度30.59分 イ 北緯34度39.93分、東経134度31.13分 ウ 北緯34度39.84分、東経134度31.05分 エ 北緯34度40.14分、東経134度30.50分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第76号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町高島東岸地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.15分 東経134度30.77分 イ 北緯34度37.91分 東経134度30.82分 ウ 北緯34度37.65分 東経134度30.06分 エ 北緯34度38.24分 東経134度30.15分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.15分 東経134度30.77分 イ 北緯34度37.91分 東経134度30.82分 ウ 北緯34度37.65分 東経134度30.06分 エ 北緯34度38.24分 東経134度30.15分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第77号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町高島西岸地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.21分、東経134度29.50分 イ 北緯34度37.57分、東経134度29.50分 ウ 北緯34度37.57分、東経134度27.73分 エ 北緯34度38.21分、東経134度27.73分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.21分、東経134度29.50分 イ 北緯34度37.57分、東経134度29.50分 ウ 北緯34度37.57分、東経134度27.73分 エ 北緯34度38.21分、東経134度27.73分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第78号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町桂島東岸地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度36.83分、東経134度30.10分 イ 北緯34度36.15分、東経134度30.10分 ウ 北緯34度36.15分、東経134度28.73分 エ 北緯34度36.83分、東経134度28.73分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度36.83分、東経134度30.10分 イ 北緯34度36.15分、東経134度30.10分 ウ 北緯34度36.15分、東経134度28.73分 エ 北緯34度36.83分、東経134度28.73分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第79号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町松島南岸地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度35.47分、東経134度29.94分 イ 北緯34度34.74分、東経134度29.94分 ウ 北緯34度34.74分、東経134度28.21分 エ 北緯34度35.47分、東経134度28.21分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度35.47分、東経134度29.94分 イ 北緯34度34.74分、東経134度29.94分 ウ 北緯34度34.74分、東経134度28.21分 エ 北緯34度35.47分、東経134度28.21分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第80号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町院下島西岸 から小松島西岸に至る間の地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.85分、東経134度25.84分 イ 北緯34度37.12分、東経134度25.18分 ウ 北緯34度37.37分、東経134度24.18分 エ 北緯34度39.11分、東経134度24.84分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.85分、東経134度25.84分 イ 北緯34度37.12分、東経134度25.18分 ウ 北緯34度37.37分、東経134度24.18分 エ 北緯34度39.11分、東経134度24.84分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第81号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町男鹿島北岸 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度41.03分、東経134度35.04分 イ 北緯34度40.92分、東経134度36.00分 ウ 北緯34度40.41分、東経134度35.93分 エ 北緯34度40.52分、東経134度34.93分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度41.03分、東経134度35.04分 イ 北緯34度40.92分、東経134度36.00分 ウ 北緯34度40.41分、東経134度35.93分 エ 北緯34度40.52分、東経134度34.93分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第82号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町桂島西岸地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度36.67分、東経134度27.52分 イ 北緯34度35.37分、東経134度27.52分 ウ 北緯34度35.37分、東経134度26.74分 エ 北緯34度36.67分、東経134度26.74分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度36.67分、東経134度27.52分 イ 北緯34度35.37分、東経134度27.52分 ウ 北緯34度35.37分、東経134度26.74分 エ 北緯34度36.67分、東経134度26.74分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第101号	由良町漁業協同組合	洲本市由良湾南海岸地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度16.94分、東経134度57.04分 イ 北緯34度16.75分、東経134度57.18分 ウ 北緯34度16.51分、東経134度57.15分 エ 北緯34度16.51分、東経134度57.07分 オ 北緯34度16.88分、東経134度56.99分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度16.94分、東経134度57.04分 イ 北緯34度16.75分、東経134度57.18分 ウ 北緯34度16.51分、東経134度57.15分 エ 北緯34度16.51分、東経134度57.07分 オ 北緯34度16.88分、東経134度56.99分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から12月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市由良1～4丁目、由良町由良、由良町内田、中津川組	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第102号	由良町漁業協同組合	洲本市由良湾成ヶ島南西岸地先	次の点A、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度17.15分、東経134度57.23分） B アから70度の線と成ヶ島成山海岸との交点 ア 北緯34度16.82分、東経134度57.38分	次の点A、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市由良成ヶ島切戸の鼻 B アから70度の線と成ヶ島成山海岸との交点 ア 北緯34度16.82分、東経134度57.38分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から12月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市由良1～4丁目、由良町由良、由良町内田、中津川組	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第103号	由良町漁業協同組合	洲本市由良湾成ヶ島地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度17.15分、東経134度57.23分） B Aから331度の線と成ヶ島成山海岸との交点	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市由良成ヶ島切戸の鼻 B Aから331度の線と成ヶ島成山海岸との交点	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から12月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市由良1～4丁目、由良町由良、由良町内田、中津川組	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第104号	由良町漁業協同組合	洲本市由良町内田地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合200メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市天川尻左岸 B 最大高潮時海岸線における洲本市由良町内田・小路谷界 ア 北緯34度18.67分、東経134度56.67分 イ 北緯34度19.47分、東経134度55.92分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合200メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市天川尻左岸 B 最大高潮時海岸線における洲本市由良町内田・小路谷界 ア 北緯34度18.67分、東経134度56.67分 イ 北緯34度19.47分、東経134度55.92分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市由良1～4丁目、由良町由良、由良町内田、中津川組	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第105号	洲本炬口漁業協同組合	洲本市小路谷地先	次の点A、ア、イ、ウ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度19.90分、東経134度54.96分） ア 北緯34度20.06分、東経134度55.58分 イ 北緯34度19.54分、東経134度56.17分 ウ 北緯34度19.30分、東経134度55.24分	次の点A、ア、イ、ウ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市小路谷地先沖の飯磯頂上点 ア 北緯34度20.06分、東経134度55.58分 イ 北緯34度19.54分、東経134度56.17分 ウ 北緯34度19.30分、東経134度55.24分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市海岸通1～2丁目、本町1～8丁目、栄町1丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第106号	洲本炬口漁業協同組合	洲本市海岸通地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ、A及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度20.47分、東経134度54.64分） B 洲本市洲本外港南防波堤基部南角 ア Bから護岸に沿い南へ35メートルの点 イ 北緯34度20.68分、東経134度54.14分 ウ 北緯34度20.72分、東経134度54.73分 エ 北緯34度20.69分、東経134度54.82分	次の点のうちア、イ、ウ、エ、A及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市小路谷宮崎鼻北東端（通称身投げ岩） B 洲本市洲本外港南防波堤基部南角 ア Bから護岸に沿い南へ35メートルの点 イ 北緯34度20.68分、東経134度54.14分 ウ 北緯34度20.72分、東経134度54.73分 エ 北緯34度20.69分、東経134度54.82分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市海岸通1～2丁目、本町1～8丁目、栄町1丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第107号	洲本炬口漁業協同組合	洲本市炬口、中川原町及び安乎町地先	次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と北防波堤並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度21.2分、東経134度53.7分) B (北緯34度23.56分、東経134度53.69分) ア 北緯34度21.62分 東経134度54.46分 イ 北緯34度22.48分 東経134度54.87分 ウ 北緯34度23.56分 東経134度54.86分	次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と北防波堤並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市炬口漁港1号防波堤上旧洲本港炬口北防波堤灯台跡 B 洲本市安乎町平安浦岩戸川尻左岸堤防角 ア 北緯34度21.62分 東経134度54.46分 イ 北緯34度22.48分 東経134度54.87分 ウ 北緯34度23.56分 東経134度54.86分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市塩屋1～3丁目、炬口1～2丁目、炬口、中川原町厚浜、安乎町平安浦	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第108号	津名漁業協同組合	洲本市安乎町平安浦・淡路市里界から塩尾に至る間の地先	次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における洲本市安乎町平安浦・淡路市里界 B (北緯34度24.55分、東経134度53.94分) ア 北緯34度23.77分、東経134度54.84分 イ 北緯34度24.67分、東経134度54.86分 ウ 北緯34度24.67分、東経134度54.41分	次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における洲本市安乎町平安浦・淡路市里界 B 淡路市塩尾橋崎北東端 ア 北緯34度23.77分、東経134度54.84分 イ 北緯34度24.67分、東経134度54.86分 ウ 北緯34度24.67分、東経134度54.41分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市塩尾、里	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第109号	津名漁業協同組合	淡路市佐野地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度27.73分、東経134度56.53分 イ 北緯34度27.46分、東経134度56.93分 ウ 北緯34度28.74分、東経134度57.83分 エ 北緯34度28.98分、東経134度57.39分	次の点ア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度27.73分、東経134度56.53分 イ 北緯34度27.46分、東経134度56.93分 ウ 北緯34度28.74分、東経134度57.83分 エ 北緯34度28.98分、東経134度57.39分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市佐野	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第110号	津名漁業協同組合	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市佐野川尻左岸 B 最大高潮時海岸線における淡路市佐野・釜口界 ア 北緯34度27.73分、東経134度56.53分 イ 北緯34度28.98分、東経134度57.39分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市佐野川尻左岸 B 最大高潮時海岸線における淡路市佐野・釜口界 ア 北緯34度27.73分、東経134度56.53分 イ 北緯34度28.98分、東経134度57.39分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市佐野	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第112号	仮屋漁業協同組合	淡路市釜口地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度29.54分、東経134度58.19分 イ 北緯34度29.36分、東経134度58.52分 ウ 北緯34度29.98分、東経134度59.18分 エ 北緯34度30.16分、東経134度58.85分	次の点ア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度29.54分、東経134度58.19分 イ 北緯34度29.36分、東経134度58.52分 ウ 北緯34度29.98分、東経134度59.18分 エ 北緯34度30.16分、東経134度58.85分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市釜口	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第113号	仮屋漁業協同組合	淡路市釜口津田地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度30.20分、東経134度58.77分） B 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界 ア 北緯34度30.16分 東経134度58.85分 イ 北緯34度30.36分 東経134度59.10分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市釜口津田ノ鼻 B 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界 ア 北緯34度30.16分 東経134度58.85分 イ 北緯34度30.36分 東経134度59.10分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市釜口	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第114号	仮屋漁業協同組合	淡路市下田谷地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界 B（北緯34度30.71分、東経134度59.15分） ア 北緯34度30.19分、東経134度59.43分 イ 北緯34度30.44分、東経134度59.64分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界 B 淡路市仮屋漁港仮屋地区南防波堤南側線基部 ア 北緯34度30.19分、東経134度59.43分 イ 北緯34度30.44分、東経134度59.64分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市下田、谷、仮屋、久留麻	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第115号	仮屋漁業協同組合	淡路市仮屋漁港地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と仮屋港東防波堤によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度30.73分、東経134度59.29分） B（北緯34度31.01分、東経134度59.51分） ア 北緯34度30.52分、東経134度59.68分 イ 北緯34度30.80分、東経134度59.90分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と仮屋港東防波堤によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市仮屋漁港仮屋地区東防波堤南東端 B 淡路市仮屋漁港仮屋地区東防波堤北東端 ア 北緯34度30.52分、東経134度59.68分 イ 北緯34度30.80分、東経134度59.90分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市下田、谷、仮屋、久留麻	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第116号	仮屋漁業協同組合	淡路市久留麻地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度31.10分、東経134度59.46分 イ 北緯34度30.86分、東経134度59.91分 ウ 北緯34度31.17分、東経135度0.11分 エ 北緯34度31.28分、東経134度59.57分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度31.10分、東経134度59.46分 イ 北緯34度30.86分、東経134度59.91分 ウ 北緯34度31.17分、東経135度0.11分 エ 北緯34度31.28分、東経134度59.57分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市下田、谷、仮屋、久留麻	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第117号	森漁業協同組合	同上	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びオを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市今出川尻右岸 B 淡路市久留麻45番地に設置した防衛庁標識跡 ア 北緯34度31.51分、東経134度59.75分 イ 北緯34度31.25分、東経134度59.70分 ウ 北緯34度31.21分、東経134度59.89分 エ 北緯34度31.75分、東経134度59.83分 オ Bから92度の線と最大高潮時海岸線との交点	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びオを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市今出川尻右岸 B 淡路市久留麻45番地に設置した防衛庁標識跡 ア 北緯34度31.51分、東経134度59.75分 イ 北緯34度31.25分、東経134度59.70分 ウ 北緯34度31.21分、東経134度59.89分 エ 北緯34度31.75分、東経134度59.83分 オ Bから92度の線と最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市久留麻	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第118号	仮屋漁業協同組合	淡路市久留麻森漁港沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度31.21分、東経134度59.89分 イ 北緯34度31.17分、東経135度0.11分 ウ 北緯34度31.48分、東経135度0.24分 エ 北緯34度31.50分、東経134度59.85分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度31.21分、東経134度59.89分 イ 北緯34度31.17分、東経135度0.11分 ウ 北緯34度31.48分、東経135度0.24分 エ 北緯34度31.50分、東経134度59.85分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月20日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市下田、谷、仮屋、久留麻	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。

区第119号	森漁業協同組合	淡路市久留麻沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度31.50分、東経134度59.85分 イ 北緯34度31.48分、東経135度0.24分 ウ 北緯34度31.74分、東経135度0.27分 エ 北緯34度31.75分、東経134度59.83分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度31.50分、東経134度59.85分 イ 北緯34度31.48分、東経135度0.24分 ウ 北緯34度31.74分、東経135度0.27分 エ 北緯34度31.75分、東経134度59.83分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては12月1日から4月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市久留麻	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第120号	森漁業協同組合	淡路市浦川沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.00分、東経134度59.78分 イ 北緯34度31.99分、東経135度0.29分 ウ 北緯34度32.29分、東経135度0.32分 エ 北緯34度32.31分、東経134度59.79分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.00分、東経134度59.78分 イ 北緯34度31.99分、東経135度0.29分 ウ 北緯34度32.29分、東経135度0.32分 エ 北緯34度32.31分、東経134度59.79分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては12月1日から4月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市久留麻	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第121号	森漁業協同組合	淡路市浦地先	次の点のうちC、ア、イ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識跡 B 淡路市浦港南防波堤基部南端 C Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点 D Bから最大高潮時海岸線に沿い南へ270メートルの点 ア 北緯34度32.00分、東経134度59.78分 イ 北緯34度32.31分、東経134度59.79分	次の点のうちC、ア、イ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識跡 B 淡路市浦港南防波堤基部南端 C Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点 D Bから最大高潮時海岸線に沿い南へ270メートルの点 ア 北緯34度32.00分、東経134度59.78分 イ 北緯34度32.31分、東経134度59.79分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市久留麻	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第122号	仮屋漁業協同組合	淡路市浦港地先	次の点のうちB、ア、イ及びCを結んだ線と浦港南防波堤並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市浦港南防波堤基部南端 B Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ270メートルの点 C (北緯34度32.59分、東経134度59.79分) ア 北緯34度32.29分、東経135度0.32分 イ 北緯34度32.52分、東経135度0.27分	次の点のうちB、ア、イ及びCを結んだ線と浦港南防波堤並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市浦港南防波堤基部南端 B Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ270メートルの点 C 淡路市浦港南防波堤北端 ア 北緯34度32.29分、東経135度0.32分 イ 北緯34度32.52分、東経135度0.27分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市浦、楠本、大磯	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第123号	仮屋漁業協同組合	淡路市大磯港地先	次の点ア、イ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.92分、東経135度0.05分 イ 北緯34度32.88分、東経135度0.06分 ウ 北緯34度32.78分、東経134度59.93分	次の点ア、イ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.92分、東経135度0.05分 イ 北緯34度32.88分、東経135度0.06分 ウ 北緯34度32.78分、東経134度59.93分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市浦、楠本、大磯	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第124号	仮屋漁業協同組合	淡路市大磯地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度33.08分、東経135度0.19分 イ 北緯34度33.02分、東経135度0.81分 ウ 北緯34度33.24分、東経135度1.01分 エ 北緯34度33.39分、東経135度0.48分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度33.08分、東経135度0.19分 イ 北緯34度33.02分、東経135度0.81分 ウ 北緯34度33.24分、東経135度1.01分 エ 北緯34度33.39分、東経135度0.48分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月20日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市浦、楠本、大磯	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第127号	淡路島岩屋漁業協同組合 富島漁業協同組合	淡路市野島大川地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度34.18分、東経134度56.88分 イ 北緯34度34.92分、東経134度57.50分 ウ 北緯34度35.13分、東経134度57.20分 エ 北緯34度34.56分、東経134度56.32分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度34.18分、東経134度56.88分 イ 北緯34度34.92分、東経134度57.50分 ウ 北緯34度35.13分、東経134度57.20分 エ 北緯34度34.56分、東経134度56.32分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市岩屋、野島江崎、野島大川、野島藁浦、野島平林、野島轟木、舟木、長畠、小倉、富島	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第128号	富島漁業協同組合 淡路島岩屋漁業協同組合	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A アから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 B イから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度34.11分、東経134度56.98分 イ 北緯34度34.86分、東経134度57.61分 制限区域 上記の区域のうち、最大高潮時海岸線に沿う沖合100メートルの線から沖合の区域	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A アから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 B イから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度34.11分、東経134度56.98分 イ 北緯34度34.86分、東経134度57.61分 制限区域 上記の区域のうち、最大高潮時海岸線に沿う沖合100メートルの線から沖合の区域	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日までただし、制限区域は10月1日から12月15日までとする	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市岩屋、野島江崎、野島大川、野島藁浦、野島平林、野島轟木、舟木、長畠、小倉、富島	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第129号	富島漁業協同組合	淡路市野島轟木地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度34.18分、東経134度56.88分 イ 北緯34度34.56分、東経134度56.32分 ウ 北緯34度34.23分、東経134度55.88分 エ 北緯34度33.80分、東経134度56.53分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度34.18分、東経134度56.88分 イ 北緯34度34.56分、東経134度56.32分 ウ 北緯34度34.23分、東経134度55.88分 エ 北緯34度33.80分、東経134度56.53分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島藁浦、野島平林、野島轟木、舟木、長畠、小倉、富島	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第130号	富島漁業協同組合	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A アから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 B イから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度34.11分、東経134度56.98分 イ 北緯34度33.73分、東経134度56.64分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A アから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 B イから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度34.11分、東経134度56.98分 イ 北緯34度33.73分、東経134度56.64分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島藁浦、野島平林、野島轟木、舟木、長畠、小倉、富島	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第131号	富島漁業協同組合	淡路市舟木及び長畠地先	次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島川尻左岸 B (北緯34度33.92分、東経134度55.99分) C (北緯34度32.96分、東経134度56.07分) ア 北緯34度33.53分、東経134度56.30分	次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島川尻左岸 B 淡路市富島漁港東防波堤北西角 (Cから東護岸及び東防波堤延長線上163.5メートルの点) C 淡路市富島漁港東護岸東側線基部 ア 北緯34度33.53分、東経134度56.30分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島藁浦、野島平林、野島轟木、舟木、長畠、小倉、富島	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第132号	富島漁業協同組合	淡路市富島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度33.31分、東経134度55.83分 イ 北緯34度34.07分、東経134度55.66分 ウ 北緯34度33.75分、東経134度54.47分 エ 北緯34度33.09分、東経134度55.41分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度33.31分、東経134度55.83分 イ 北緯34度34.07分、東経134度55.66分 ウ 北緯34度33.75分、東経134度54.47分 エ 北緯34度33.09分、東経134度55.41分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市野島江崎、野島大川、野島藁浦、野島平林、野島轟木、舟木、長畠、小倉、富島	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第133号	浅野浦漁業協同組合	淡路市浅野南地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.49分、東経134度54.34分 イ 北緯34度32.91分、東経134度54.94分 ウ 北緯34度33.53分、東経134度53.93分 エ 北緯34度33.38分、東経134度53.38分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.49分、東経134度54.34分 イ 北緯34度32.91分、東経134度54.94分 ウ 北緯34度33.53分、東経134度53.93分 エ 北緯34度33.38分、東経134度53.38分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市浅野南、斗ノ内、浅野神田	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第134号	浅野浦漁業協同組合	同上	次の点のうちB、ア、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市浅野漁港新港埋立地東護岸南東端 B Aから最大高潮時海岸線に沿い東へ140メートルの点 C エから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度32.31分、東経134度54.71分 イ 北緯34度32.26分、東経134度54.59分 ウ 北緯34度32.45分、東経134度54.38分 エ 北緯34度32.87分、東経134度54.98分	次の点のうちB、ア、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市浅野漁港新港埋立地東護岸南東端 B Aから最大高潮時海岸線に沿い東へ140メートルの点 C エから130度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度32.31分、東経134度54.71分 イ 北緯34度32.26分、東経134度54.59分 ウ 北緯34度32.45分、東経134度54.38分 エ 北緯34度32.87分、東経134度54.98分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市浅野南、斗ノ内、浅野神田	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第135号	浅野浦漁業協同組合	淡路市斗ノ内地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.39分、東経134度54.23分 イ 北緯34度33.32分、東経134度53.23分 ウ 北緯34度32.98分、東経134度52.72分 エ 北緯34度32.11分、東経134度53.74分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.39分、東経134度54.23分 イ 北緯34度33.32分、東経134度53.23分 ウ 北緯34度32.98分、東経134度52.72分 エ 北緯34度32.11分、東経134度53.74分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市浅野南、斗ノ内、浅野神田	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第136号	浅野浦漁業協同組合	同上	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と浅野漁港西防波堤西側線並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度32.14分、東経134度54.51分) B イから138度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度32.35分、東経134度54.27分 イ 北緯34度32.07分、東経134度53.88分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と浅野漁港西防波堤西側線並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市浅野漁港北2号防波堤上旧灯台跡 B イから138度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度32.35分、東経134度54.27分 イ 北緯34度32.07分、東経134度53.88分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市浅野南、斗ノ内、浅野神田	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第137号	育波浦漁業協同組合	淡路市育波地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.04分、東経134度53.52分 イ 北緯34度32.92分、東経134度52.56分 ウ 北緯34度32.48分、東経134度51.52分 エ 北緯34度31.76分、東経134度52.60分 オ 北緯34度31.96分、東経134度53.23分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度32.04分、東経134度53.52分 イ 北緯34度32.92分、東経134度52.56分 ウ 北緯34度32.48分、東経134度51.52分 エ 北緯34度31.76分、東経134度52.60分 オ 北緯34度31.96分、東経134度53.23分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市育波	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第138号	育波浦漁業協同組合	同上	次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界 B 淡路市育波漁港東護岸(2)東側線北端(埋立地北東角) (北緯34度31.82分、東経134度53.74分) C 淡路市育波青谷川尻右岸 ア 北緯34度31.84分、東経134度53.85分	次の点A、ア、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界 B 淡路市育波漁港東護岸(2)東側線北端(埋立地北東角) (北緯34度31.82分、東経134度53.74分) C 淡路市育波青谷川尻右岸 ア 北緯34度31.84分、東経134度53.85分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市育波	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。

区第139号	育波浦漁業協同組合	同上	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と育波漁港外港護岸並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度31.89分、東経134度53.27分) B 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界 C Bから最大高潮時海岸線に沿い北東へ150メートルの点 ア 北緯34度31.73分、東経134度52.79分	次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と育波漁港外港護岸並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市育波漁港外港護岸北端 B 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界 C Bから最大高潮時海岸線に沿い北東へ150メートルの点 ア 北緯34度31.73分、東経134度52.79分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市育波	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第140号	室津浦漁業協同組合	淡路市室津地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度31.56分、東経134度52.50分 イ 北緯34度32.35分、東経134度51.39分 ウ 北緯34度31.90分、東経134度50.65分 エ 北緯34度31.00分、東経134度51.91分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度31.56分、東経134度52.50分 イ 北緯34度32.35分、東経134度51.39分 ウ 北緯34度31.90分、東経134度50.65分 エ 北緯34度31.00分、東経134度51.91分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市室津	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第141号	室津浦漁業協同組合	同上	次の点のうちA、ア、イ及びCを結んだ線と室津港西防波堤西側線並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市室津港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度31.41分、東経134度52.62分) B 最大高潮時海岸線における淡路市室津・尾崎界(通称壁頭の鼻西端) C Bから最大高潮時海岸線に沿い北東へ100メートルの点 ア 北緯34度31.48分、東経134度52.53分 イ 北緯34度30.96分、東経134度51.96分	次の点のうちA、ア、イ及びCを結んだ線と室津港西防波堤西側線並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市室津港西防波堤上旧灯台跡(北緯34度31.41分、東経134度52.62分) B 最大高潮時海岸線における淡路市室津・尾崎界(通称壁頭の鼻西端) C Bから最大高潮時海岸線に沿い北東へ100メートルの点 ア 北緯34度31.48分、東経134度52.53分 イ 北緯34度30.96分、東経134度51.96分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市室津	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第142号	一宮町漁業協同組合	淡路市尾崎地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度30.94分、東経134度51.83分 イ 北緯34度31.85分、東経134度50.54分 ウ 北緯34度31.10分、東経134度49.62分 エ 北緯34度29.98分、東経134度51.23分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度30.94分、東経134度51.83分 イ 北緯34度31.85分、東経134度50.54分 ウ 北緯34度31.10分、東経134度49.62分 エ 北緯34度29.98分、東経134度51.23分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市尾崎	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第144号	一宮町漁業協同組合	淡路市郡家地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度29.88分、東経134度51.15分 イ 北緯34度30.99分、東経134度49.49分 ウ 北緯34度29.93分、東経134度48.57分 エ 北緯34度29.00分、東経134度49.91分 オ 北緯34度28.80分、東経134度50.46分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度29.88分、東経134度51.15分 イ 北緯34度30.99分、東経134度49.49分 ウ 北緯34度29.93分、東経134度48.57分 エ 北緯34度29.00分、東経134度49.91分 オ 北緯34度28.80分、東経134度50.46分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市郡家、多賀	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第147号	一宮町漁業協同組合	淡路市江井から同市草香に至る間の地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度28.85分、東経134度48.98分 イ 北緯34度29.45分、東経134度48.23分 ウ 北緯34度26.85分、東経134度46.10分 エ 北緯34度26.44分、東経134度46.72分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度28.85分、東経134度48.98分 イ 北緯34度29.45分、東経134度48.23分 ウ 北緯34度26.85分、東経134度46.10分 エ 北緯34度26.44分、東経134度46.72分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで、わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	淡路市江井、草香北、草香、明神、深草	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第150号	五色町漁業協同組合	洲本市五色町都志地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度 25.23分、東経134度 46.11分 イ 北緯34度 25.40分、東経134度 45.59分 ウ 北緯34度 23.80分、東経134度 44.24分 エ 北緯34度 23.58分、東経134度 44.94分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度 25.23分、東経134度 46.11分 イ 北緯34度 25.40分、東経134度 45.59分 ウ 北緯34度 23.80分、東経134度 44.24分 エ 北緯34度 23.58分、東経134度 44.94分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市五色町都志、五色町都志万歳、五色町都志角川	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第151号	五色町漁業協同組合	洲本市五色町島飼浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度23.55分、東経134度45.05分 イ 北緯34度23.84分、東経134度44.12分 ウ 北緯34度23.03分、東経134度43.54分 エ 北緯34度22.69分、東経134度44.59分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度23.55分、東経134度45.05分 イ 北緯34度23.84分、東経134度44.12分 ウ 北緯34度23.03分、東経134度43.54分 エ 北緯34度22.69分、東経134度44.59分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあっては9月10日から5月15日まで わかめ養殖業にあっては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市五色町島飼浦	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第152号	五色町漁業協同組合	同上	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度22.53分、東経134度43.92分 イ 北緯34度22.70分、東経134度43.37分 ウ 北緯34度21.62分、東経134度42.89分 エ 北緯34度21.44分、東経134度43.44分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度22.53分、東経134度43.92分 イ 北緯34度22.70分、東経134度43.37分 ウ 北緯34度21.62分、東経134度42.89分 エ 北緯34度21.44分、東経134度43.44分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月15日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市五色町島飼浦	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第153号	五色町漁業協同組合	同上	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度22.34分、東経134度44.58分 イ 北緯34度22.46分、東経134度44.22分 ウ 北緯34度21.22分、東経134度43.64分 エ 北緯34度21.11分、東経134度44.00分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度22.34分、東経134度44.58分 イ 北緯34度22.46分、東経134度44.22分 ウ 北緯34度21.22分、東経134度43.64分 エ 北緯34度21.11分、東経134度44.00分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市五色町島飼浦	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第154号	湊漁業協同組合	南あわじ市松帆慶野地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度21.30分、東経134度43.40分 イ 北緯34度21.42分、東経134度43.03分 ウ 北緯34度20.81分、東経134度42.90分 エ 北緯34度20.72分、東経134度43.17分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度21.30分、東経134度43.40分 イ 北緯34度21.42分、東経134度43.03分 ウ 北緯34度20.81分、東経134度42.90分 エ 北緯34度20.72分、東経134度43.17分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市松帆古津路、松帆慶野、松帆江尻、湊	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第155号	湊漁業協同組合	同上	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度20.96分、東経134度43.73分 イ 北緯34度21.04分、東経134度43.50分 ウ 北緯34度20.49分、東経134度43.28分 エ 北緯34度20.41分、東経134度43.52分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度20.96分、東経134度43.73分 イ 北緯34度21.04分、東経134度43.50分 ウ 北緯34度20.49分、東経134度43.28分 エ 北緯34度20.41分、東経134度43.52分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市松帆古津路、松帆慶野、松帆江尻、湊	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第157号	湊漁業協同組合	南あわじ市津井地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度20.11分、東経134度41.06分 イ 北緯34度20.49分、東経134度40.77分 ウ 北緯34度20.06分、東経134度39.97分 エ 北緯34度19.66分、東経134度40.56分	次の点ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度20.11分、東経134度41.06分 イ 北緯34度20.49分、東経134度40.77分 ウ 北緯34度20.06分、東経134度39.97分 エ 北緯34度19.66分、東経134度40.56分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から5月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市湊、津井	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第158号	湊漁業協同組合	同上	次の点ア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度19.58分、東経134度40.70分 イ 北緯34度20.06分、東経134度39.97分 ウ 北緯34度19.84分、東経134度39.57分 エ 北緯34度19.25分、東経134度40.24分	次の点ア、イ、ウ、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度19.58分、東経134度40.70分 イ 北緯34度20.06分、東経134度39.97分 ウ 北緯34度19.84分、東経134度39.57分 エ 北緯34度19.25分、東経134度40.24分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市湊、津井	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第160号	南あわじ漁業協同組合	南あわじ市阿那賀西路及び阿那賀志知川地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合100メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界 B (北緯34度17.69分、東経134度39.31分) ア 北緯34度19.84分、東経134度39.57分 イ 北緯34度18.23分、東経134度38.71分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合100メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界 B 南あわじ市丸山埼北西端 ア 北緯34度19.84分、東経134度39.57分 イ 北緯34度18.23分、東経134度38.71分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市阿那賀志知川、阿那賀西路、阿那賀(木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所、島)	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第161号	南あわじ漁業協同組合	南あわじ市丸山埼地先	次の点のうちA、ア、イ、B及びCを結んだ線、弁天島東側並びに丸山埼南側の最大高潮時海岸線と丸山漁港西防波堤南側線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度17.46分、東経134度39.24分) B (北緯34度17.55分、東経134度39.31分) C (北緯34度17.50分、東経134度39.27分) D (北緯34度17.46分、東経134度39.54分) ア 北緯34度17.40分、東経134度39.49分 イ (北緯34度17.44分、東経134度39.52分)	次の点のうちA、ア、イ、B及びCを結んだ線、弁天島東側並びに丸山埼南側の最大高潮時海岸線と丸山漁港西防波堤南側線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市弁天島南端 B 南あわじ市丸山埼南端養殖防波堤東側線基部 C 南あわじ市弁天島北端養殖防波堤東側線基部 D 南あわじ市丸山漁港旧西防波堤灯台跡 ア 北緯34度17.40分、東経134度39.49分 イ Dから206度55メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市阿那賀志知川、阿那賀西路、阿那賀(木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所、島)	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第162号	南あわじ漁業協同組合	南あわじ市阿那賀木場地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度17.43分、東経134度39.72分) B (北緯34度16.34分、東経134度39.56分) ア 北緯34度17.21分、東経134度39.19分 イ 北緯34度16.53分、東経134度39.08分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市丸山漁港南護岸南側線基部 B 南あわじ市鰐崎西端押登りの鼻先端 ア 北緯34度17.21分、東経134度39.19分 イ 北緯34度16.53分、東経134度39.08分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市阿那賀志知川、阿那賀西路、阿那賀(木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所、島)	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。

区第163号	南あわじ漁業協同組合	南あわじ市阿那賀地先	次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度16.28分、東経134度39.63分) B (北緯34度16.25分、東経134度39.89分) ア 北緯34度16.20分、東経134度39.64分 イ 北緯34度16.19分、東経134度39.79分 ウ 北緯34度16.20分、東経134度39.90分	次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市鏡崎南西端かじとりばえ B 南あわじ市阿那賀ながばえの鼻先端 ア 北緯34度16.20分、東経134度39.64分 イ 北緯34度16.19分、東経134度39.79分 ウ 北緯34度16.20分、東経134度39.90分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市阿那賀(木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所、島を除く)	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第164号	南あわじ漁業協同組合	南あわじ市阿那賀伊地地先	次の点A、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度16.12分、東経134度40.11分) B アから175度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度15.90分、東経134度39.92分	次の点A、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市阿那賀宮の鼻西端 B アから175度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度15.90分、東経134度39.92分	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市阿那賀(木場、小木場、小磯、松ヶ谷、端所、島を除く)	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第165号	福良漁業協同組合	南あわじ市福良地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A (北緯34度14.47分、東経134度39.49分) B (北緯34度14.48分、東経134度42.07分)	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎西端 B 南あわじ市釣島鼻南端	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から 6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市福良	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第166号	福良漁業協同組合 南淡漁業協同組合	南あわじ市阿万吹上地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度12.84分、東経134度42.30分 イ 北緯34度12.72分、東経134度41.89分 ウ 北緯34度12.12分、東経134度42.70分 エ 北緯34度12.47分、東経134度43.06分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度12.84分、東経134度42.30分 イ 北緯34度12.72分、東経134度41.89分 ウ 北緯34度12.12分、東経134度42.70分 エ 北緯34度12.47分、東経134度43.06分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月10日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市福良、阿万塩屋町、阿万吹上町、阿万西町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第167号	南淡漁業協同組合 沼島漁業協同組合	南あわじ市灘地野及び灘大川地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度11.40分、東経134度45.33分 イ 北緯34度11.24分、東経134度45.35分 ウ 北緯34度11.56分、東経134度46.90分 エ 北緯34度11.73分、東経134度46.88分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度11.40分、東経134度45.33分 イ 北緯34度11.24分、東経134度45.35分 ウ 北緯34度11.56分、東経134度46.90分 エ 北緯34度11.73分、東経134度46.88分	第一種区画漁業	のり・わかめ養殖業	のり養殖業にあつては9月10日から5月10日まで、わかめ養殖業にあつては10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市灘仁頃、灘地野、灘土生、灘吉野、灘黒岩、灘来川、灘円実、灘油谷、沼島	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第169号	姫路市漁業協同組合	姫路市大津区地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度46.30分、東経134度37.34分 イ 北緯34度46.03分、東経134度37.34分 ウ 北緯34度45.97分、東経134度37.02分 エ 北緯34度46.07分、東経134度36.70分 オ 北緯34度46.30分、東経134度37.23分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度46.30分、東経134度37.34分 イ 北緯34度46.03分、東経134度37.34分 ウ 北緯34度45.97分、東経134度37.02分 エ 北緯34度46.07分、東経134度36.70分 オ 北緯34度46.30分、東経134度37.23分	第一種区画漁業	のり養殖業	9月10日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市大津区吉美、大津区平松、大津区勘兵衛町1～5丁目、大津区真砂町、大津区恵美酒町、大津区天神町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第170号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町矢ノ島西地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.41分、東経134度31.56分 イ 北緯34度39.28分、東経134度31.56分 ウ 北緯34度39.28分、東経134度31.48分 エ 北緯34度39.41分、東経134度31.48分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.41分、東経134度31.56分 イ 北緯34度39.28分、東経134度31.56分 ウ 北緯34度39.28分、東経134度31.48分 エ 北緯34度39.41分、東経134度31.48分	第一種区画漁業	わかめ・ひじき養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第301号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町ネジグロ地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度41.19分、東経134度32.13分） B（北緯34度41.15分、東経134度31.78分）	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町真浦西ダコの鼻 B 姫路市家島町真浦ネジグロ北の鼻	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第302号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町真浦新井の鼻地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.49分、東経134度30.71分 イ 北緯34度40.34分、東経134度30.74分 ウ 北緯34度40.32分、東経134度30.65分 エ 北緯34度40.47分、東経134度30.61分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.49分、東経134度30.71分 イ 北緯34度40.34分、東経134度30.74分 ウ 北緯34度40.32分、東経134度30.65分 エ 北緯34度40.47分、東経134度30.61分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第303号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町瀬の内	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.83分、東経134度30.06分 イ 北緯34度39.46分、東経134度30.49分 ウ 北緯34度39.29分、東経134度30.14分 エ 北緯34度39.20分、東経134度30.14分 オ 北緯34度39.20分、東経134度29.76分 カ 北緯34度39.80分、東経134度29.76分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.83分、東経134度30.06分 イ 北緯34度39.46分、東経134度30.49分 ウ 北緯34度39.29分、東経134度30.14分 エ 北緯34度39.20分、東経134度30.14分 オ 北緯34度39.20分、東経134度29.76分 カ 北緯34度39.80分、東経134度29.76分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第304号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町西島オオコ湾	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度39.57分、東経134度29.71分） B（北緯34度39.98分、東経134度29.70分）	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島立石の鼻 B 姫路市家島町西島足部の鼻南端	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第305号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町西島東大寺馬場地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度39.84分、東経134度28.72分） B 北緯34度40.07分、東経134度29.09分	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島桐ノ木ノ鼻北端 B 北緯34度40.07分、東経134度29.09分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第306号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町西島西大寺湾	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度39.68分、東経134度28.37分） B Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ250メートルの点 ア 北緯34度39.68分、東経134度28.48分 イ 北緯34度39.55分、東経134度28.51分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島島崎北端 B Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ250メートルの点 ア 北緯34度39.68分、東経134度28.48分 イ 北緯34度39.55分、東経134度28.51分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第307号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町西島西オードモ湾	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.81分、東経134度28.78分 イ 北緯34度38.68分、東経134度28.89分 ウ 北緯34度38.75分、東経134度29.03分 エ 北緯34度38.66分、東経134度29.10分 オ 北緯34度38.45分、東経134度28.71分 カ 北緯34度38.68分、東経134度28.53分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.81分、東経134度28.78分 イ 北緯34度38.68分、東経134度28.89分 ウ 北緯34度38.75分、東経134度29.03分 エ 北緯34度38.66分、東経134度29.10分 オ 北緯34度38.45分、東経134度28.71分 カ 北緯34度38.68分、東経134度28.53分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第308号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町西島江ノ浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.82分、東経134度29.14分 イ 北緯34度38.78分、東経134度29.18分 ウ 北緯34度38.75分、東経134度29.13分 エ 北緯34度38.79分、東経134度29.09分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.82分、東経134度29.14分 イ 北緯34度38.78分、東経134度29.18分 ウ 北緯34度38.75分、東経134度29.13分 エ 北緯34度38.79分、東経134度29.09分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第309号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町西島小畑地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度38.93分、東経134度29.95分） B（北緯34度38.85分、東経134度29.99分）	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島小畑中鼻 B 姫路市家島町西島小畑南の鼻	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第310号	由良町漁業協同組合	洲本市由良成ヶ島南西岸地先	次の点のうちB、ア、C及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市由良成ヶ島切戸の鼻（北緯34度17.15分、東経134度57.23分） B Aから160度の線と成ヶ島成山海岸の最大高潮時海岸線との交点 C アから70度の線と成ヶ島成山海岸の最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度16.82分、東経134度57.38分	次の点のうちB、ア、C及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市由良成ヶ島切戸の鼻（北緯34度17.15分、東経134度57.23分） B Aから160度の線と成ヶ島成山海岸の最大高潮時海岸線との交点 C アから70度の線と成ヶ島成山海岸の最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度16.82分、東経134度57.38分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	洲本市由良1～4丁目、由良町由良、由良町内田、中津川組	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第312号	福良漁業協同組合	南あわじ市福良湾内洲崎	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と洲崎南岸防波堤によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度14.97分、東経134度42.57分） B（北緯34度14.92分、東経134度42.73分） ア 北緯34度14.71分、東経134度42.66分 イ 北緯34度14.74分、東経134度42.76分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と洲崎南岸防波堤によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市福良湾内洲崎防波堤西基部 B 南あわじ市福良湾内洲崎防波堤東基部 ア 北緯34度14.71分、東経134度42.66分 イ 北緯34度14.74分、東経134度42.76分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、潮美台	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第313号	福良漁業協同組合	南あわじ市阿万塩屋田尻地先	次の点A、ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度13.73分、東経134度42.18分） B エから南あわじ市福良湾内洲崎離岸堤（南）南東角（北緯34度14.66分、東経134度42.87分）を結んだ線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度13.98分、東経134度42.14分 イ 北緯34度14.48分、東経134度42.41分 ウ（北緯34度14.71分、東経134度42.79分） エ（北緯34度14.73分、東経134度42.83分）	次の点A、ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市田尻船合わせの鼻 B エから南あわじ市福良湾内洲崎離岸堤（南）南東角（北緯34度14.66分、東経134度42.87分）を結んだ線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度13.98分、東経134度42.14分 イ 北緯34度14.48分、東経134度42.41分 ウ 南あわじ市福良湾内防砂堤西北端 エ 南あわじ市福良湾内洲崎離岸堤（南）北東角	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南あわじ市福良甲、福良乙、福良丙、潮美台	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第314号	坊勢漁業協同組合 家島漁業協同組合	姫路市家島町真浦新井の鼻地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度40.52分、東経134度30.70分） B（北緯34度40.31分、東経134度30.75分）	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町真浦湯ヶ谷の鼻 B 姫路市家島町真浦新井の鼻	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第315号	神戸市漁業協同組合	神戸市須磨区須磨浦通地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.43分、東経135度7.00分 イ 北緯34度38.40分、東経135度7.02分 ウ 北緯34度38.33分、東経135度6.75分 エ 北緯34度38.28分、東経135度6.67分 オ 北緯34度38.33分、東経135度6.65分 カ 北緯34度38.37分、東経135度6.73分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.43分、東経135度7.00分 イ 北緯34度38.40分、東経135度7.02分 ウ 北緯34度38.33分、東経135度6.75分 エ 北緯34度38.28分、東経135度6.67分 オ 北緯34度38.33分、東経135度6.65分 カ 北緯34度38.37分、東経135度6.73分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	神戸市須磨区	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。

区第316号	室津漁業協同組合	たつの市御津町室津地先	次の点のうちA及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯34度45.94分、東経134度29.46分 B 北緯34度45.83分、東経134度28.97分	次の点のうちA及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 北緯34度45.94分、東経134度29.46分 B 北緯34度45.83分、東経134度28.97分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	たつの市御津町室津	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第317号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市坂越湾西岸地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.17分、東経134度26.00分 イ 北緯34度45.14分、東経134度26.00分 ウ 北緯34度45.14分、東経134度25.97分 エ 北緯34度45.17分、東経134度25.97分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.17分、東経134度26.00分 イ 北緯34度45.14分、東経134度26.00分 ウ 北緯34度45.14分、東経134度25.97分 エ 北緯34度45.17分、東経134度25.97分	第一種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	赤穂市坂越	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第502号	姫路市漁業協同組合	姫路市大津区地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度46.30分、東経134度37.34分 イ 北緯34度46.03分、東経134度37.34分 ウ 北緯34度45.97分、東経134度37.02分 エ 北緯34度46.07分、東経134度36.70分 オ 北緯34度46.30分、東経134度37.23分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度46.30分、東経134度37.34分 イ 北緯34度46.03分、東経134度37.34分 ウ 北緯34度45.97分、東経134度37.02分 エ 北緯34度46.07分、東経134度36.70分 オ 北緯34度46.30分、東経134度37.23分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市大津区吉美、大津区平松、大津区勘兵衛町1～5丁目、大津区真砂町、大津区恵美酒町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第503号	姫路市漁業協同組合	姫路市網干区地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.97分、東経134度36.43分 イ 北緯34度45.71分、東経134度36.46分 ウ 北緯34度45.64分、東経134度36.14分 エ 北緯34度45.88分、東経134度36.06分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.97分、東経134度36.43分 イ 北緯34度45.71分、東経134度36.46分 ウ 北緯34度45.64分、東経134度36.14分 エ 北緯34度45.88分、東経134度36.06分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市網干区新在家、網干区興成、網干区浜田	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第504号	岩見漁業協同組合	たつの市御津町新舞子地先	次の点A、ア及びBを結んだ線と防波堤並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A たつの市御津町成山新田地先姫路港中川西防波堤灯台中心点 （北緯34度45.4分、東経134度34.0分） B たつの市御津町岩見漁港東防波堤灯台中心点 （北緯34度46.8分、東経134度31.7分） ア 北緯34度45.58分、東経134度31.70分	次の点A、ア及びBを結んだ線と防波堤並びに最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A たつの市御津町成山新田地先姫路港中川西防波堤灯台中心点 （北緯34度45.4分、東経134度34.0分） B たつの市御津町岩見漁港東防波堤灯台中心点 （北緯34度46.8分、東経134度31.7分） ア 北緯34度45.58分、東経134度31.70分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	たつの市御津町苅屋、御津町黒崎、御津町岩見、御津町釜屋	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。

区第505号	室津漁業協同組合	たつの市御津町室津地先	次の点A、C、D及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度46.89分、東経134度31.57分） B（北緯34度45.67分、東経134度30.28分） C 北緯34度45.20分、東経134度31.57分 D 北緯34度45.25分、東経134度30.28分	次の点A、C、D及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A たつの市御津町岩見漁港西防波堤基部 B たつの市御津町室津藻振鼻南端 C 北緯34度45.20分、東経134度31.57分 D 北緯34度45.25分、東経134度30.28分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	たつの市御津町室津	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第506号	室津漁業協同組合	同上	次の点のうちA、ア、イ、B、C、Dを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域及びE、Fを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度45.31分、東経134度28.45分） B（北緯34度46.03分、東経134度30.04分） C（北緯34度46.08分、東経134度29.91分） D（北緯34度46.14分、東経134度30.04分） E（北緯34度45.96分、東経134度30.10分） F（北緯34度45.74分、東経134度30.11分） ア 北緯34度45.26分、東経134度29.93分 イ 北緯34度46.03分、東経134度29.91分	次の点のうちA、ア、イ、B、C、Dを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域及びE、Fを結んだ線と最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A たつの市御津町金ヶ崎南端（たつの市・相生市界） B たつの市室津漁港沖防波堤東端 C たつの市室津漁港沖防波堤西端分 D たつの市室津漁港西部埋立地南西角 E たつの市御津町藻振鼻西端 F たつの市御津町室津官の鼻西端 ア 北緯34度45.26分、東経134度29.93分 イ 北緯34度46.03分、東経134度29.91分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	たつの市御津町室津	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第508号	相生漁業協同組合	相生市相生湾東岸地先	次の点のうちエ、ア、イ、ウ、A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市鰯浜地先笠松岩北端 B Aから90度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度46.98分、東経134度28.05分 イ 北緯34度46.44分、東経134度28.06分 ウ 北緯34度46.11分、東経134度28.08分 エ 北緯34度46.98分、東経134度28.18分	次の点のうちエ、ア、イ、ウ、A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市鰯浜地先笠松岩北端 B Aから90度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度46.98分、東経134度28.05分 イ 北緯34度46.44分、東経134度28.06分 ウ 北緯34度46.11分、東経134度28.08分 エ 北緯34度46.98分、東経134度28.18分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第509号	相生漁業協同組合	相生市金ヶ崎西岸地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度45.31分、東経134度28.46分） B（北緯34度45.91分、東経134度28.28分） ア 北緯34度45.43分、東経134度28.33分 イ 北緯34度45.91分、東経134度28.18分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市金ヶ崎南端 B 相生市鰯浜南側護岸（防波）基部 ア 北緯34度45.43分、東経134度28.33分 イ 北緯34度45.91分、東経134度28.18分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第510号	相生漁業協同組合	相生市壺根地先	次の点のうちB、イ、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度45.64分、東経134度27.55分） B Aから最大高潮時海岸線に沿い西へ15メートルの点 C 釜崎の相生市赤穂市界 ア 北緯34度45.17分、東経134度27.15分 イ 北緯34度45.40分、東経134度27.62分	次の点のうちB、イ、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市相生字法師崎、通称金堀岩南の鼻先端 B Aから最大高潮時海岸線に沿い西へ15メートルの点 C 釜崎の相生市赤穂市界 ア 北緯34度45.17分、東経134度27.15分 イ 北緯34度45.40分、東経134度27.62分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第511号	相生漁業協同組合	相生市曼島地先	次の点のうちB、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度44.96分、東経134度27.82分） B Aから最大高潮時海岸線に沿い北へ35メートルの点 C Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ35メートルの点 ア 北緯34度45.12分、東経134度28.00分 イ 北緯34度45.19分、東経134度27.99分 ウ 北緯34度45.21分、東経134度27.56分 エ 北緯34度44.96分、東経134度27.09分 オ 北緯34度44.58分、東経134度27.14分 カ 北緯34度44.70分、東経134度28.10分 キ 北緯34度45.06分、東経134度28.01分	次の点のうちB、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市曼島灯台の保守点検用棧橋基部中心点 B Aから最大高潮時海岸線に沿い北へ35メートルの点 C Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ35メートルの点 ア 北緯34度45.12分、東経134度28.00分 イ 北緯34度45.19分、東経134度27.99分 ウ 北緯34度45.21分、東経134度27.56分 エ 北緯34度44.96分、東経134度27.09分 オ 北緯34度44.58分、東経134度27.14分 カ 北緯34度44.70分、東経134度28.10分 キ 北緯34度45.06分、東経134度28.01分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第512号	相生漁業協同組合	相生市曼島南西地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.58分、東経134度27.14分 イ 北緯34度43.79分、東経134度27.24分 ウ 北緯34度43.89分、東経134度27.90分 エ 北緯34度44.70分、東経134度28.10分	次の点ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.58分、東経134度27.14分 イ 北緯34度43.79分、東経134度27.24分 ウ 北緯34度43.89分、東経134度27.90分 エ 北緯34度44.70分、東経134度28.10分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第513号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市坂越湾東海岸地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度45.86分、東経134度27.24分） B（北緯34度45.23分、東経134度27.05分） ア 北緯34度45.92分、東経134度26.99分 イ 北緯34度45.75分、東経134度26.71分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A 赤穂市坂越棚の下突端 B 赤穂市釜崎南西端 ア 北緯34度45.92分、東経134度26.99分 イ 北緯34度45.75分、東経134度26.71分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	赤穂市坂越	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第514号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市坂越湾内生島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.65分、東経134度26.62分 イ 北緯34度45.08分、東経134度26.97分 ウ 北緯34度44.85分、東経134度26.75分 エ 北緯34度45.52分、東経134度26.35分	次の点ア、イ、ウ、エ及びBを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.65分、東経134度26.62分 イ 北緯34度45.08分、東経134度26.97分 ウ 北緯34度44.85分、東経134度26.75分 エ 北緯34度45.52分、東経134度26.35分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	赤穂市坂越	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第515号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市坂越湾西岸地先	次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A イからアを見通した線と最大高潮時海岸線との交点 B ウから270度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度45.31分、東経134度26.19分 イ 北緯34度44.78分、東経134度26.51分 ウ 北緯34度44.18分、東経134度26.59分 エ 北緯34度43.69分、東経134度26.65分 オ 北緯34度43.41分、東経134度25.97分 カ 北緯34度43.82分、東経134度25.80分	次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A イからアを見通した線と最大高潮時海岸線との交点 B ウから270度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度45.31分、東経134度26.19分 イ 北緯34度44.78分、東経134度26.51分 ウ 北緯34度44.18分、東経134度26.59分 エ 北緯34度43.69分、東経134度26.65分 オ 北緯34度43.41分、東経134度25.97分 カ 北緯34度43.82分、東経134度25.80分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	赤穂市坂越	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。

区第517号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市福浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.07分、東経134度20.80分 イ 北緯34度43.97分、東経134度20.86分 ウ 北緯34度43.55分、東経134度19.81分 エ 北緯34度43.62分、東経134度19.77分 オ 北緯34度43.82分、東経134度20.27分 カ 北緯34度43.84分、東経134度20.25分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.07分、東経134度20.80分 イ 北緯34度43.97分、東経134度20.86分 ウ 北緯34度43.55分、東経134度19.81分 エ 北緯34度43.62分、東経134度19.77分 オ 北緯34度43.82分、東経134度20.27分 カ 北緯34度43.84分、東経134度20.25分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	赤穂市福浦	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第518号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町西島東大寺湾地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.06分、東経134度28.96分 イ 北緯34度39.70分、東経134度29.08分 ウ 北緯34度39.63分、東経134度28.86分 エ 北緯34度39.74分、東経134度28.88分 オ 北緯34度39.97分、東経134度28.63分 カ 北緯34度40.05分、東経134度28.65分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.06分、東経134度28.96分 イ 北緯34度39.70分、東経134度29.08分 ウ 北緯34度39.63分、東経134度28.86分 エ 北緯34度39.74分、東経134度28.88分 オ 北緯34度39.97分、東経134度28.63分 カ 北緯34度40.05分、東経134度28.65分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第519号	相生漁業協同組合	相生市工和橋右岸下流側地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度48.20分、東経134度27.53分） B イより190度の線と最大高潮時海岸線の交点 ア 北緯34度48.21分、東経134度27.54分 イ 北緯34度48.19分、東経134度27.64分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市工和橋右岸下流側橋台先端 B イより190度の線と最大高潮時海岸線の交点 ア 北緯34度48.21分、東経134度27.54分 イ 北緯34度48.19分、東経134度27.64分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第520号	相生漁業協同組合	相生市野瀬北岸地先	次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市石川島播磨重工野瀬工場北端岸壁（北緯34度47.23分、東経134度28.67分）より北へ40メートルの地点 B オより50度の線と最大高潮時海岸線の交点 ア 北緯34度47.23分、東経134度28.56分 イ 北緯34度47.26分、東経134度28.43分 ウ 北緯34度47.27分、東経134度28.38分 エ 北緯34度47.30分、東経134度28.33分 オ 北緯34度47.35分、東経134度28.28分	次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市石川島播磨重工野瀬工場北端岸壁（北緯34度47.23分、東経134度28.67分）より北へ40メートルの地点 B オより50度の線と最大高潮時海岸線の交点 ア 北緯34度47.23分、東経134度28.56分 イ 北緯34度47.26分、東経134度28.43分 ウ 北緯34度47.27分、東経134度28.38分 エ 北緯34度47.30分、東経134度28.33分 オ 北緯34度47.35分、東経134度28.28分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第521号	相生漁業協同組合	相生市坪根北東岸地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度46.16分、東経134度27.64分） B イより256度の線と最大高潮時海岸線の交点 ア 北緯34度46.18分 東経134度27.70分 イ 北緯34度46.12分 東経134度27.71分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市坪根北東端 B イより256度の線と最大高潮時海岸線の交点 ア 北緯34度46.18分 東経134度27.70分 イ 北緯34度46.12分 東経134度27.71分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。
区第522号	相生漁業協同組合	相生市坪根南端岸地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度45.84分、東経134度27.84分） B イより341度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度45.54分、東経134度27.91分 イ 北緯34度45.46分、東経134度27.75分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 相生市坪根南岸突崎 B イより341度の線と最大高潮時海岸線との交点 ア 北緯34度45.54分、東経134度27.91分 イ 北緯34度45.46分、東経134度27.75分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期に行わなければならない。

区第523号	姫路市漁業協同組合	姫路市網干区姫路木材港埋立地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.68分、東経134度35.15分 イ 北緯34度45.28分、東経134度35.21分 ウ 北緯34度45.10分、東経134度34.39分 エ 北緯34度45.45分、東経134度34.34分 オ 北緯34度45.45分、東経134度34.37分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.68分、東経134度35.15分 イ 北緯34度45.28分、東経134度35.21分 ウ 北緯34度45.10分、東経134度34.39分 エ 北緯34度45.45分、東経134度34.34分 オ 北緯34度45.45分、東経134度34.37分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市網干区新在家、網干区興浜、網干区浜田	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第524号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	明石市江井島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.43分、東経134度54.95分 イ 北緯34度40.38分、東経134度54.91分 ウ 北緯34度40.41分、東経134度54.86分 エ 北緯34度40.46分、東経134度54.89分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.43分、東経134度54.95分 イ 北緯34度40.38分、東経134度54.91分 ウ 北緯34度40.41分、東経134度54.86分 エ 北緯34度40.46分、東経134度54.89分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第525号	林崎漁業協同組合 明石浦漁業協同組合 江井ヶ島漁業協同組合	同上	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線により囲まれた区域及びオ、カ、キ、ク及びオを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.89分、東経134度54.10分 イ 北緯34度40.92分、東経134度54.11分 ウ 北緯34度40.96分、東経134度54.06分 エ 北緯34度40.93分、東経134度54.05分 オ 北緯34度41.06分、東経134度53.87分 カ 北緯34度41.11分、東経134度53.91分 キ 北緯34度41.18分、東経134度53.82分 ク 北緯34度41.13分、東経134度53.77分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線により囲まれた区域及びオ、カ、キ、ク及びオを結んだ線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度40.89分、東経134度54.10分 イ 北緯34度40.92分、東経134度54.11分 ウ 北緯34度40.96分、東経134度54.06分 エ 北緯34度40.93分、東経134度54.05分 オ 北緯34度41.06分、東経134度53.87分 カ 北緯34度41.11分、東経134度53.91分 キ 北緯34度41.18分、東経134度53.82分 ク 北緯34度41.13分、東経134度53.77分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	明石市材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、船上町、林1～3丁目、林崎町1～3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第526号	家島漁業協同組合 坊勢漁業協同組合	姫路市家島町西島オオコ湾	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度39.57分、東経134度29.71分） B（北緯34度39.98分、東経134度29.70分）	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島立石の鼻 B 姫路市家島町西島足部の鼻南端	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市家島町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第527号	姫路市漁業協同組合 伊保漁業協同組合	姫路市大塩町地先	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、塩田用水路を除く。 点の位置 A（北緯34度45.82分、東経134度45.56分） B（北緯34度46.16分、東経134度44.59分） ア 北緯34度45.36分、東経134度45.28分 イ 北緯34度45.66分、東経134度44.48分	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに導流堤及び防波堤によって囲まれた区域。 点の位置 A 姫路市大塩町大塩田東澤尻右岸導流堤西側線基部 B 姫路市の形港東防波堤東側線基部 ア 北緯34度45.36分、東経134度45.28分 イ 北緯34度45.66分、東経134度44.48分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	高砂市高須、梅井、伊保港町、伊保、伊保崎、伊保崎南、伊保東、今市、中島、百合丘、緑丘、竜山、中筋、時光寺町、春日野町、美保里、曾根町、姫路市大塩町、的形町、的形町福泊	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第528号	姫路市漁業協同組合	姫路市白浜町地先	次の点ア、エ、ウ及びイを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに導流堤及び防波堤によって囲まれた区域 点の位置 ア（北緯34度46.26分、東経134度43.34分） イ（北緯34度46.55分、東経134度42.40分） ウ 北緯34度45.52分、東経134度42.32分 エ 北緯34度45.43分、東経134度43.00分	次の点ア、エ、ウ及びイを結んだ線と最大高潮時海岸線並びに導流堤及び防波堤によって囲まれた区域 点の位置 ア 姫路市姫路八木港西防波堤先端 イ 姫路市妻籠漁港白浜水門南東角 ウ 北緯34度45.52分、東経134度42.32分 エ 北緯34度45.43分、東経134度43.00分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	姫路市白浜町、飾磨区妻籠、飾磨区阿成、飾磨区宮、飾磨区大浜、飾磨区細江、飾磨区須加、飾磨区東堀、飾磨区玉地、飾磨区中島、飾磨区今在家、飾磨区加茂、飾磨区西浜町1～3丁目、広畑区北野町1～2丁目、広畑区東新町1～3丁目、広畑区末広町1～3丁目	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第529号	室津漁業協同組合	たつの市御津町室津地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.83分、東経134度30.53分 イ 北緯34度44.20分、東経134度30.52分 ウ 北緯34度44.23分、東経134度30.09分 エ 北緯34度44.86分、東経134度30.15分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度44.83分、東経134度30.53分 イ 北緯34度44.20分、東経134度30.52分 ウ 北緯34度44.23分、東経134度30.09分 エ 北緯34度44.86分、東経134度30.15分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	たつの市御津町室津	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第530号	高砂漁業協同組合	高砂市高砂町向島公園地先	次の点A、ア、イ、ウ、B、C、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度44.06分、東経134度48.26分） B（北緯34度43.89分、東経134度48.05分） C（北緯34度43.94分、東経134度48.09分） ア 北緯34度44.08分、東経134度48.43分 イ 北緯34度43.86分、東経134度48.32分 ウ 北緯34度43.83分、東経134度47.96分 エ 北緯34度43.90分、東経134度48.21分	次の点A、ア、イ、ウ、B、C、エ及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市高砂町向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部 B 高砂市東播磨港高砂本港区高砂東防波堤（通称一文字堤防）北東端 C 高砂市東播磨港高砂本港区高砂東防波堤（通称御台場堤防）基部 ア 北緯34度44.08分、東経134度48.43分 イ 北緯34度43.86分、東経134度48.32分 ウ 北緯34度43.83分、東経134度47.96分 エ 北緯34度43.90分、東経134度48.21分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	高砂市高砂町南浜町、高砂町東宮町、高砂町戎町、高砂町西宮町、高砂町材木町、高砂町船頭町、高砂町清水町、高砂町藍屋町	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第531号	相生漁業協同組合	相生市金ヶ崎君島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.14分、東経134度28.42分 イ 北緯34度44.99分、東経134度28.48分 ウ 北緯34度45.00分、東経134度28.54分 エ 北緯34度45.16分、東経134度28.48分	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度45.14分、東経134度28.42分 イ 北緯34度44.99分、東経134度28.48分 ウ 北緯34度45.00分、東経134度28.54分 エ 北緯34度45.16分、東経134度28.48分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	相生市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

区第532号	赤穂市漁業協同組合	赤穂市唐船山地先	次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A（北緯34度43.77分、東経134度24.10分） B（北緯34度43.75分、東経134度23.61分） ア 北緯34度43.53分、東経134度24.11分 イ 北緯34度43.44分、東経134度23.29分 ウ 北緯34度43.79分、東経134度23.42分	次の点A、ア、イ、ウ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 赤穂市御崎1790番地の2地先唐船堤防西側線基部 B 赤穂市御崎唐船山西岸の通称鶴石（千種川下流端左岸） ア 北緯34度43.53分、東経134度24.11分 イ 北緯34度43.44分、東経134度23.29分 ウ 北緯34度43.79分、東経134度23.42分	第一種区画漁業	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	赤穂市	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。
区第801号	神戸市漁業協同組合	神戸市須磨区須磨浦通地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.43分、東経135度7.00分 イ 北緯34度38.40分、東経135度7.02分 ウ 北緯34度38.33分、東経135度6.75分 エ 北緯34度38.28分、東経135度6.67分 オ 北緯34度38.33分、東経135度6.65分 カ 北緯34度38.37分、東経135度6.73分	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.43分、東経135度7.00分 イ 北緯34度38.40分、東経135度7.02分 ウ 北緯34度38.33分、東経135度6.75分 エ 北緯34度38.28分、東経135度6.67分 オ 北緯34度38.33分、東経135度6.65分 カ 北緯34度38.37分、東経135度6.73分	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	神戸市須磨区	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

兵庫県但馬海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第702号	但馬漁業協同組合	豊岡市竹野町宇日地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野字賀島猫崎灯台 ア 北緯35度39.90分、東経134度46.41分 イ 北緯35度40.17分、東経134度46.41分 ウ 北緯35度40.17分、東経134度46.74分 エ 北緯35度39.90分、東経134度46.74分	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野字賀島猫崎灯台 ア Aから140度1,300メートルの点 イ アから0度500メートルの点 ウ イから90度500メートルの点 エ ウから180度500メートルの点	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和6年8月31日まで	団体	豊岡市竹野町田久日、宇日、竹野、切浜、浜須井	養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第703号	但馬漁業協同組合	美方郡香美町香住区境地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住東港西防波堤赤灯台 ア 北緯35度39.26分、東経134度38.46分 イ 北緯35度39.20分、東経134度38.50分 ウ 北緯35度39.14分、東経134度38.38分 エ 北緯35度39.20分、東経134度38.35分	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住東港西防波堤赤灯台 ア Aから112度338メートルの点 イ アから147度130メートルの点 ウ イから237度200メートルの点 エ ウから327度130メートルの点	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和6年8月31日まで	団体	美方郡香美町香住区境、一日市	養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第704号	但馬漁業協同組合	美方郡香美町香住区下浜字三田地先	次の点A、B、C及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字棚三田地先弁天鼻 B 美方郡香美町香住区下浜松島南端 C 美方郡香美町香住区下浜久津井湾口北東端 D 美方郡香美町香住区下浜字三田と同郡同町香住区下浜字棚三田との海岸線における界	次の点A、B、C及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字棚三田地先弁天鼻 B 美方郡香美町香住区下浜松島南端 C 美方郡香美町香住区下浜久津井湾口北東端 D 美方郡香美町香住区下浜字三田と同郡同町香住区下浜字棚三田との海岸線における界	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和6年8月31日まで	団体	美方郡香美町香住区下浜	養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第705号	但馬漁業協同組合	美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、B及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ須井の小鼻北端 B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島南端 C 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先西赤島北端 ア 北緯35度39.37分、東経134度35.38分 イ 北緯35度39.57分、東経134度35.39分 ウ 北緯35度39.59分、東経134度35.56分 エ 北緯35度39.49分、東経134度35.57分	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、B及びAを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ須井の小鼻北端 B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島南端 C 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先西赤島北端 ア Aから263度40分510メートルの点 イ Cから263度40分320メートルの点 ウ Cから263度40分70メートルの点 エ Bから263度40分250メートルの点	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和6年8月31日まで	団体	美方郡香美町香住区下浜	養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
区第706号	浜坂漁業協同組合	美方郡新温泉町三尾字高見地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾字高見地先黒島北端 ア 北緯35度39.64分、東経134度30.69分 イ 北緯35度39.72分、東経134度30.64分 ウ 北緯35度39.81分、東経134度30.87分 エ 北緯35度39.73分、東経134度30.92分	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾字高見地先黒島北端 ア Aから274度120メートルの点 イ アから334度160メートルの点 ウ イから64度380メートルの点 エ ウから154度160メートルの点	第1種区画漁業	わかめ・こんぶ養殖業	10月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和6年8月31日まで	団体	美方郡新温泉町三尾	養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。